

スポーツ用車いすレンタル利用規約

第1条（目的）

本規約は、東京都障害者スポーツ協会（以下、「当協会」といいます。）が提供する競技用車いすのレンタルサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第2条（契約の成立）

1. 利用者がレンタル申込みを行い、当協会がこれを承諾した時点で、レンタル契約が成立します。
2. 当協会は、申込内容の確認のために利用者へ連絡をする場合があります。

第3条（レンタル期間と延長）

1. レンタル期間は、申込時点においてホームページの利用案内に示す期間とします。
2. 期間延長を希望する場合は、返却予定日の1週間前までにご連絡ください。
3. 利用申込状況や当協会の事情により、貸出しを中止又は変更する場合や延長をお断りすることがあります。

第4条（レンタル料金）

本サービスは無料で提供されます。利用者はレンタル料金を支払う必要はありません。

第5条（貸出・返却方法）

1. 競技用車いすは、以下のいずれかの方法により貸し出します。
 - ① 利用者が指定する場所への配送（ただし、指定場所によっては配送ができない場合があります。）
 - ② 協会又は委託事業者が指定する場所での直接の受け渡し
2. 返却時は、返却予定日までに指定する場所へ返却してください。事前の連絡及び正当な理由もなく延滞があった場合には、次回以降の貸出しの禁止及び延滞により生じた不利益を利用者に請求する場合があります。
3. 貸出および返却に係る配送料は、当協会が負担します。ただし、直接の受け渡しの場合に係る受け渡し場所までの交通費等は利用者の負担となります。

第6条（使用上の注意）

1. 競技用車いすは、適切な環境（競技場やスポーツ施設など）でのみ使用し、第三者に貸与・転貸しないものとします。
2. 競技用車いすは、スポーツ用途専用であり、日常用としての使用はできません。

3. 改造・分解・部品の取り外しは禁止します。
4. 貸出時にお渡しする基本ガイドや取扱説明書等の内容に従って、安全に利用してください。
5. 競技用車いすの受取りから返却するまでの間は、利用者の責任において適切に管理・保管してください。

第7条（故障・破損・紛失時の対応）

1. 使用中に競技用車いすが故障・破損した場合は、速やかにご連絡ください。
2. 通常の使用範囲内での損耗を除き、利用者が故意または過失により競技用車いすを破損・紛失した場合、修理費や弁償費用を負担していただく場合があります。
3. 使用中の衝突や転倒による破損について、利用者の責任となる場合があります。

第8条（免責事項）

1. 利用者の使用中に発生した事故・怪我・トラブルについて、当協会及び委託事業者は一切の責任を負いません。
2. レンタル品の不具合等により利用者に損害が発生した場合、当協会及び委託事業者はその責任を負わないものとします。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 当協会は、本サービスの運営を委託事業者に委託し、利用者の個人情報を委託事業者と共有します。
2. 当協会および委託事業者は、利用者の個人情報を本サービスの運営に必要な範囲でのみ使用します。
3. 本サービスの提供にあたり必要な場合、委託事業者が利用者に連絡をすることがあります。

第10条（規約の変更）

当協会は、本規約を必要に応じて変更できるものとし、変更後はホームページ等でお知らせします。

附則

本規約は、令和7年6月4日より適用されます。